

にじいろ診療所日中一時支援事業 利用契約重要事項説明書
(令和3年7月1日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

社会福祉法人大空の会 にじいろ診療所は、利用者に対して障害者等日中一時支援事業を提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをつぎの通り説明します。

1、事業者

事業者の名称	社会福祉法人大空の会
法人所在地	長崎県佐世保市大湊町50番地1
代表者氏名	理事長 吉村 勝彦
電話番号	0956(59)5552
FAX番号	0956(59)5503
許可年月日	昭和48年4月

2、事業所の概要

種類	佐世保市障害者等日中一時支援事業所
目的	利用者が日中における活動の場を確保するとともに、日常生活の援助を行い、利用者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。
名称	にじいろ診療所
管理者	萩原 博嗣
所在地	長崎県佐世保市大湊町50番地1 (にじいろ診療所内)
主たる対象者	重症心身障害児(者)
運営方針	利用者の心身の状態、置かれている環境に応じ、食事・排泄・身体の看護ケア等を適切かつ安全に行い、もって居宅の障害者等及びその家族の福祉の向上を図るものとする。
電話番号	0956(59)5552
FAX番号	0956(59)5503
登録年月日	平成28年4月1日
利用定員	2名

3、職員の体制

職種	員数	区分	勤務時間
管理者・医師	1人	常勤	月曜日～木曜日9:30～17:00
看護師	8人	常勤	早出7:30～16:15 日勤8:45～17:30 遅出13:15～22:00

准看護師	0人	常勤	同上
看護師	4人	非常勤	日勤8：45～17：30
准看護師	0人	非常勤	日勤8：45～13：45

4、診療日およびサービス提供時間

- (1) 診療日は月曜日から木曜日 9：30から17：00
- (2) サービス提供時間（日中一時支援事業サービスを実際に提供する時間）は医師が常駐している、10：00から16：00迄とする。
- (3) 利用の際は原則1週間前までに、担当松本、池村までご連絡ください。

5、サービスの内容

- (1) 相談・助言
- (2) 食事（胃ろう注入）等日常生活の援助
- (3) 医療及び健康管理
- (4) 社会的活動の支援
- (5) その他生活に必要な支援

6、留意事項

- (1) サービス利用に際して使用する物品等及び吸引チューブ、吸引器、在宅酸素は家族が持参してください。
- (2) サービスは一時預かりのみとし、送迎、入浴、宿泊は行いません。
- (3) にじいろ施設内で感染症発生時期は、サービスを中止いたします。

7、緊急時の対応

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、協力医療機関又は家族等の指定する機関での診療を依頼します。

(1) 協力医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9-3	0956-24-1515
佐世保共済病院	佐世保市島地町10-17	0956-22-5136
千住病院	佐世保市宮地町5-5	0956-24-1010
久保内科病院	佐世保市田原町11-9	0956-49-3377
松浦病院	佐世保市世知原町栗迎9-1	0956-76-2201
たたみや歯科医院	佐世保市大潟町60-102	0956-48-5655

8、利用料金

時間	4時間まで	4時間を超え6時間まで
料金	6000円	12000円

上記金額の原則1割負担です。ただし、収入に応じて上限月額設定。

9、利用者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者のご負担となります。）

閲覧、複写が出来る窓口業務時間 月曜～木曜日（祝日、年末、年始を除く）

9：00～17：00迄

10、事故と損害賠償

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

11、意見・要望の申立先

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 氏名 南部 幸子 [にじいろ 施設長]

苦情解決副責任者 氏名 中村 朝和 [にじいろ 事業部長]

苦情受付窓口（担当者）

職名	氏名	職名	氏名
医療部看護師長	池村 政彦	相談支援専門員	松本 和幸

施設玄関ロビーに設置している「ご意見箱」でも受け付けます。

なお、上記の担当者に限らず第三者委員へ直接苦情を申し出ることもできます。

第三者委員

氏名 岩田 幸夫 [相浦地区福祉推進協議会会長]

住所：佐世保市小野町1064 電話：0956-47-6533

山田 信弘 [社会福祉法人寛寿会評議員]

住所：佐世保市庵浦町1952-2 電話：0956-26-4156

(2) 行政機関

佐世保市障がい福祉課	所在地 佐世保市八幡町1-10 電話番号 0956-24-1111 受付時間 月曜～金曜 8：30～17：15
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎県長崎市茂里町3-24 電話番号 095-842-6740 FAX 095-842-6410 受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00

12、重要事項説明確認

にじいろ診療所は、_____様に対する障害者等日中一時支援事業サービスを提供するにあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 長崎県佐世保市大潟町50番地1

名 称 にじいろ診療所

説明者 氏 名 _____印

私は本書面にもとづいて、にじいろ診療所の看護師 _____から、
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者 氏 名 _____

代理人 住 所 _____

又は

保護者 氏 名 _____印

(利用者が、身体の状況等により署名が出来ないため、代理人又は保護者が利用者の意思を確認の上、利用者に代わってその署名を代筆しました。)